# 住民説明会について

### 1. 府中地区・文珠地区 住民説明会の結果概要

重点的に景観形成を図る府中地区・文珠地区の住民を対象に検討状況の説明、意見交換を実施 (府中地区:7月31日 文珠地区:8月8日)

#### ◆説明内容

天橋立景観まちづくり計画の概要について説明 (配付資料:計画概要版)

- ・景観への関心の高まりについて、他地域の事例紹介
- ・府の景観施策の取組、「天橋立周辺景観まちづくり検討会」の設置
- ・天橋立周辺景観まちづくり計画の概要(目標、基本方針、具体的取組)
- ・景観計画(建築物等のルールづくり)の概要 (検討区域、ゾーン設定の考え方と景観形成方針、届出対象と主な景観形成ルール)

## ◆主な質疑・意見

### 〇府中地区

- ・俯瞰景観については、傘松公園やビューランドからだけでなく、雪舟観、大内峠、丹後海と星 の見える丘公園からも天橋立が眺望できるため、検討してはどうか?
- ・阿蘇海の汚れ、臭いの問題など、「まち」だけでなく周囲の環境も重要。
- ・国定公園の規制により山裾には新築ができず、田舎暮らしを阻害している。山が荒廃し、竹林 が広がっているため、山裾に建物を建築できるようにし、その住民に管理してもらえば良いの では?
- ・地球温暖化による水位上昇で30年後には天橋立が埋没すると言われている。土を盛り松を植えるというような保全事業が必要なのでは?
- ・建築確認申請とは別に届出が必要になり、建築基準法の他に新たな規制がかかることになるのか?また、屋根の葺き替え等の改築する場合も景観計画による規制がかかることになるのか?
- ・一般の人にはあまり認識がないので、建築物の施工業者や途装業者等へのレクチャーが必要。

#### 〇文珠地区

- ・ 景観計画の策定後、景観形成の基準に違反した場合の罰則はあるのか?
- ・既にあるまちで改修の予定が無い場合、景観計画の基準による修景をどのように進めていくのか?またその場合の助成制度等はあるのか?
- ・今後検討していくこととされている地区ごとのルールづくりは、行政がつくるのか、地区がつくるのか?また、地区へのルールの投げかけは行政がしてくれるのか?
- ・文珠地区では、智恩寺の門前町としてのまち並みが重要であり、地区のまち並み条例が必要、 との議論になっている。今年度策定される景観計画と地区での取組とのリンクや地区の条例を 作っていく際の相談の方法は?
- ・重点ゾーンである文珠地区のまちづくりには、アイレベルの景観形成が必要であると考えており、俯瞰だけでなくもう一歩踏み込んだ検討をお願いしたい。
- ・ 景観形成の取組によって周りが良くなっても多くの空き家があればまち並みとして統一感がなく良いまちにならないため、空き家対策が必要。